

外国人を雇用する事業者の方へ

不法就労防止にご協力ください!

在留資格は全員確認済みだって
派遣会社の人は言ったよ?

この時期はどうしても
人手が足りないんだよ...

不法就労かも
しれないけど...
1日、2日くらい、
かまわないでしょ

「知らなかった」では
済まされない!

え? 在留カードは
家に忘れた?
うーん、まあいいか...

在留カードは派遣会社に
預けてあるって?
まあ、派遣会社が
確認してるなら...

もし不法就労だったとしても
「気づかなかった」って言えば
いいんじゃないか?

不法就労助長罪

★不法就労させたり、不法就労をあっせんした人

⇒ 3年以下の懲役・300万円以下の罰金

外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れることはできません。

不法就労は法律で禁止されています。

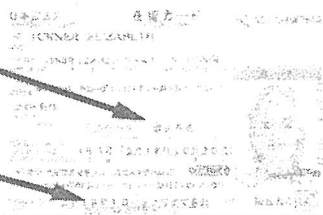
不法就労した外国人だけでなく、

不法就労させた事業主も処罰の対象となります。

外国人を雇用する際は、「在留カード」を確認しましょう!

就労制限の有無

有効期限



資格外活動許可